三田市公告第１３６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１６条第１項の規定により、次の都市計画の変更に係る方針案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、三田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について三田市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を三田市三輪２丁目１番１号三田市都市整備部都市デザイン課に提出すること。

令和８年１０月２９日

三田市長　　田　村　克　也

１　都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画用途地域

２　１の変更にかかる方針

三田市用途地域等見直し基本方針

３　縦覧期間

令和８年１１月１日から令和８年１１月３０日まで

４　縦覧場所

三田市都市整備部都市デザイン課

市ホームページ